

平成22年第1回砂川市議会定例会

平成22年3月9日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第 4号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
議案第 5号 平成21年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 6号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 7号 平成21年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問
- 延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第 4号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
議案第 5号 平成21年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 6号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 7号 平成21年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問

吉 浦 やす子 君

武 田 圭 介 君

○出席議員（13名）

議 長 北 谷 文 夫 君

議 員 矢 野 裕 司 君

飯 澤 明 彦 君

副議長 東 英 男 君

議 員 武 田 圭 介 君

中 江 清 美 君

吉 浦 やす子 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君
沢 田 広 志 君

一ノ瀬 弘 昭 君
土 田 政 己 君
小 黒 弘 君

○欠席議員（1名）

増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	善 岡 雅 文
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 技 監	中 村 俊 夫
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 善 岡 雅 文

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 栗 井 久 司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 角 丸 誠 一

事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫

庶 務 係 長 佐 々 木 純 人

議 事 係 長 石 川 早 苗

開議 午前 11 時 17 分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 角丸誠一君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 北谷文夫君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第 1 議案第 1 号 平成 21 年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2 号 平成 21 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3 号 平成 21 年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第 4 号 平成 21 年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算

議案第 5 号 平成 21 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 6 号 平成 21 年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 7 号 平成 21 年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第 1、議案第 1 号 平成 21 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 平成 21 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第 3 号 平成 21 年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第 4 号 平成 21 年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算、議案第 5 号 平成 21 年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第 6 号 平成 21 年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第 7 号 平成 21 年度砂川市病院事業会計補正予算の 7 件を一括議題といたします。

第 1 予算審査特別委員長の報告を求めます。

第 1 予算審査特別委員長。

○第 1 予算審査特別委員長 小黒 弘議員 (登壇) 第 1 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3 月 8 日、9 日に委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に飯澤明彦委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第 1 号から第 7 号までの平成 21 年度一般会計、特別会計、事業会計の 7 会計補正予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより第 1 予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第1予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号から第7号までを一括採決します。

本案を、第1予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 市政執行方針

○議長 北谷文夫君 日程第2、市政執行方針の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） おはようございます。平成22年第1回市議会定例会の開催にあたり、市政執行方針について、私の所信を申し上げたいと存じます。

平成22年度は、私が市長として与えられました任期の締めくくりの年となります。三期目の任期を顧みますと、多くの課題はありましたが、まちづくりの中核となる、市立病院改築事業におきまして、待望の新本館の開院を迎えることができるなど、着実に市政の運営を行ってまいりました。

また、大きな課題でありました、児童・生徒の安全を確保するための小中学校の耐震補強工事につきましては、平成21年度補正予算で着手することができました。学校は、災害の発生時におきましては、地域の避難施設の役割を果たすものであり、今回の工事で、全ての小中学校が耐震性能を有することになりますので、市民の皆さんに安心していただけるものと考えております。

これまで、「市民の皆さんと一体となり、ともに歩むまちづくり」を進めてまいりましたが、これも議員各位並びに市民の皆さんのご支援、ご協力によるものと、心から感謝を申し上げます。

まちづくりの指針であります「砂川市第5期総合計画」につきましても、計画期間の最終年度となりますが、「安らぎと活力にみちた快適環境都市」を目指し、駅東部開発、市立病院改築事業などに取り組み、また、行財政改革も進めてまいりましたが、まちづくりについては、着実にその成果を上げられてこられたものと考えております。

次期計画となります、「砂川市第6期総合計画」の策定につきましては、市民の皆さんとの協働による、わかりやすい計画づくりを目指しておりますが、昨年、市民アンケート、

市民意識、意見の募集などにより、将来のまちづくりに対する考え方を聞かせていただきましたので、将来を見据えたまちづくりに、取り組まなければならないと、ならない課題等などについて、総合計画審議会において協議を行っているところであります。

昨年は、国民の皆さんが衆議院選挙において、政権交代を選択をしたことから、官主導から政治主導・国民主導の政治への転換など、国政の変革、変化に取り組んで行くこととされております。平成22年度の予算編成は「コンクリートから人へ」などの理念に基づき行われ、新たに、事業仕分けも実施されるなど、政治の仕組みに大きな変化が生じております。

また、新型インフルエンザが世界的に流行となり、わが国におきましても、児童・生徒を中心として多くの患者が発生し、感染症に対する危機管理の重要性が認識されたところであります。

今日のわが国の経済は、世界的金融危機による景気後退が深刻な影響を及ぼしており、国の大規模な財政出動として、経済対策及び雇用対策の補正予算が計上され、本市におきましても、交付金を活用して、公共事業などに取り組んでまいりました。

今後は、景気は緩やかに回復するものと見込まれておりますが、デフレの懸念などもあり、厳しい状況は続くものと考えられているところであります。

地方財政の状況につきましては、景気後退による個人所得の減少、企業収益の悪化などにより、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込むなか、地方交付税は、地方が自由に使える財源を増やすため、1兆1千億円の増額となりましたが、国税の減収による財源不足を、昨年に引き続き、臨時財政対策債の発行により措置したものであり、一般財源総額の確保は図られたところでありますが、将来を見たとき、国の財政は、税収の落ち込みにより、国債に依存し、また、社会保障関係経費が増加する状況にあることから、地方財政への影響が、懸念されるところであります。

本市の予算編成につきましては、私に与えられました任期の最後の政策予算となります。景気の後退による市税収入の減少が見込まれるなか、地方交付税の増額により、財源が確保されましたので、財政の健全化に配慮しながらも、厳しい経済状況、雇用情勢などを踏まえ、事業量の確保を図ったところであります。

地方公共団体財政健全化法における、健全化判断比率等につきましては、基準を下回っておりますが、今後も公債費の適正化に取り組み、さらに、将来に向けた総合的な財政健全化を図るため、砂川振興公社への貸付による、借入金の償還を進め、また、引き続き、土地開発公社用地の買い取りを行い、経営健全化に取り組んでまいります。

また、本年3月に期限を迎える過疎地域自立促進特別法は、過疎地域を取り巻く状況が、少子高齢化、人口減少などにより一段と厳しさを増しているため、6年間の延長がなされるとともに、過疎対策事業債の対象事業も拡大されますので、内容を見極めながら、事業に取り組むことといたします。

それでは、「砂川市第5期総合計画」の重点課題の推進につきまして、平成22年度の市政執行における、基本的な考え方について申し上げます。

はじめに、「まちなか活性化の推進」であります。地域交流センター「ゆう」の利用者は順調に推移しており、また、再開発事業として民間事業による、店舗、賃貸住宅などの複合建築物が建設され、さらに、市立病院新本館の開院を迎えますので、商店街の活性化に向け、これらの事業効果を測定するため、商店街の交通量・通行量の調査を実施するほか、市立病院利用者などに商店街を回遊していただき、購買行動の繋がることを目指し、顧客の商店に対する意識を把握するため、商店街における顧客アンケート及び店舗実態調査を実施してまいります。

つぎに、同じく重点課題であります、「市立病院改築の促進」について申し上げます。

「砂川市第5期総合計画」のいわば集大成である、市民待望の市立病院の改築は、工事が着工後1年半余りが経過しようとしております。

この間、市民をはじめとする多くの方々に見守られるなかで事故もなく、工事は順調に推移しているところであります。

現在は、内装部分の工事が主となり、6月には建物を覆っている防護シートが全て撤去され、外観全容が姿を現す予定となっております。

その後、新病院本館は8月末に完成をし、医療機器・各種システム等の調整やリハーサルなどを行い、10月中の開院を目指しております。

工事が進捗するにつれ、建物のスケールの大きさに圧倒されるなか、周辺地域のどなたの、どの方向から見上げましても、新たなまちのシンボルとなるように見えるのであります。顧みますと、駅周辺地区の開発を進め、市立病院の早期改築に向けて取り組んでいく方針を固めて以来、市町村合併問題や事業費の高騰など、幾多の試練を乗り越えながら今日に至っており、感激深いものがあります。

新病院の開院に伴い、地域の中核病院として、地域住民の健康と命、生命を守る病院としての期待を、これまで以上に担い、発揮していくことが必然的に求められていくものでありますので、工事の順調な完成と事故のない移転作業、そして電子カルテシステムなどの円滑な運用開始に向けた準備など、全職員が一丸となって、新病院の新しい船出を無事、無事成し遂げるとともに、地域住民のニーズに、ニーズに十分応えられる病院を構築していかなければならないところであります。

また、10月に新病院が開院いたしますが、引き続き、南館の増築・改修工事、さらには、立体駐車場建設工事等を行いながらの病院運営となりますので、病院を利用される方々や周辺にお住まいの皆様には、まだまだご不便、ご迷惑をおかけすることになろうかと思っております。何卒ご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

新病院開院という夢の実現は目の前ではありますが、気を抜くことなく、着実に改築事業を進めていく所存であります。

以下、主な施策の概要について申し上げます。

はじめに、農林業の振興では、食料自給率向上のため、水田を有効活用して、米以外の作物の生産を行う農業者に対して交付される「水田利活用自給力向上事業」並びに米の生産数量目標に従って米の生産調整達成者に交付される「米戸別所得補償モデル対策事業」が、本年度より国、北海道と市が連携して地域水田協議会などの機能を活用して実施されることから、米の需給調整を円滑に支給する環境を整備してまいります。

また、中山間地における農業生産活動の維持及び農村地域の環境整備等の地域活動に対し、引き続き支援するほか、鹿やアライグマ等による農作物の被害防止対策として、電気牧柵の設置者に対する助成を行うとともに、有害鳥獣の駆除を実施してまいります。

さらに、森林の機能発揮を図るため、公的分収林整備推進事業を実施しておりますが、新たに除間伐にも取り組んでまいります。

農商工連携を図る新たな取り組みにつきましても、砂川産の農産物の調査・研究・栽培・販路開拓など、「ふるさと雇用再生特別対策推進事業」を活用し、実施してまいります。

工業の振興では、道央砂川工業団地の利便性ととも、砂川市土地開発公社の経営健全化に伴い、道央工業団地の価格の引き下げが実現したことに加え、医療を核とした、まちづくりを進める砂川市の長所を積極的にPRし、企業立地の実現を目指してまいります。

商業の振興では、中心市街地活性化協議会への支援を引き続き実施し、商店街の活性化を目指す、目的とした各種事業を展開することにより、市立病院や地域交流センター「ゆう」の利用者を中心市街地への回遊へ結びつけるとともに、商店街のさらなるレベルアップを図り、消費者の購買行動に繋げるため、顧客アンケート調査などを活用し、顧客の視点による店舗のあり方、課題を分析し、今後の店舗展開に反映させるなど、商店街の賑わいの創出を目指す取り組みを進めてまいります。

また、砂川商工会議所が実施する「プレミアム商品券発行事業」に対し、より多くの皆さんに利用していただき、地元の消費活動の拡大及び地域経済の活性化を図るため、補助を実施してまいります。

さらに、地場産品を活用した新商品の開発に積極的な事業者への支援を実施し、異業種交流の促進を目指してまいります。

労働者福祉の向上では、厳しい雇用情勢が続いておりますが、季節労働者の通年雇用化を目的として、2市2町で設立した「砂川地域通年雇用促進協議会」への参加を継続し、労働者の雇用対策に取り組んでまいります。

交通網の整備では、道路整備を交付金事業で1路線、単独事業で14路線の幹線道路及び生活道路の整備、市立病院改築に合わせた中心市街地の道路整備を行うなど、未整備道路の改善を進め、安全な道路環境及び生活環境の向上に努めてまいります。

生活環境の整備では、公営住宅の整備につきましては、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めておりますが、この計画の一部見直しを行い「公営住宅等の長寿命化計

画」とし、これまで進めてきました既存公営住宅の排水管や屋根などの修繕工事を、長寿命型改善工事とするとともに、新たに、中高層住宅の灯油集中配管工事を進めることといたします。

本年度は、東町団地の屋根・外壁改善工事と灯油集中配管工事、寺町団地の灯油集中配管工事、宮川中央団地の屋根・外壁改善工事を実施するほか、北光団地の手すり設置などの高齢改善工事を実施し、公営住宅の耐久性や居住性の向上を図ってまいります。

建替事業では、南吉野団地において、継続工事の1棟12戸が完成し、新たに団地内道路の改良工事、駐車場造成工事の実施及び2か年事業で2棟13戸の建設に着手します。また、石山団地においても、継続工事の1棟10戸が完成し、新たに団地内道路の改良工事、駐車場造成工事及び2か年事業で1棟6戸の建設に着手し、住環境整備を図ってまいります。

さらに、「すながわハートフル住まいる助成事業」による新築住宅建築・住宅購入、住宅改修に対する助成を引き続き行い、まちなか居住の促進、良質な住宅ストックの形成と定住促進を図ってまいります。

下水道につきましては、雨水による浸水被害を防止するため、引き続き、空知太、日の出地区の2箇所です雨水管整備を進めていくほか、新たに経年による劣化が想定される下水道施設について、事故を未然に防止するため、点検・調査を実施するとともに、計画的な管理と改築を行うための長寿命化対策に係る計画を策定してまいります。

また、公共下水道計画区域外での生活排水などを適正に処理し、生活環境の整備を図るため、引き続き、「個別排水処理施設整備事業」を実施してまいります。

環境衛生につきましては、現在、砂川地区保健衛生組合3組合で可燃ごみの焼却処理を委託しております、株式会社エコバレー歌志内が、平成25年3月末で、ごみ焼却事業から撤退することになりましたので、新たに本年2月に、可燃ごみの焼却を共同で行う5市9町による「中・北空知廃棄物処理広域連合」を設立し、平成25年4月の稼働を目指して可燃ごみ処理施設を建設することになりました。

今後におきましても、可燃ごみを含め、安定したごみ処理体制の確立に努めてまいります。

高齢化社会への対応では、全国的に年々増加している高齢者に対する虐待行為の予防と早期発見、再発防止等について検討協議をするため、関係機関及び団体による連絡協議会を組織し、高齢者虐待防止等の対応の円滑化を図ってまいります。

また、認知症や障害などにより、徘徊の恐れがある高齢者などが、行方不明になった際に、迅速な発見により、安全を確保することで、介護者の精神的・経済的負担が軽減されるよう、居場所周辺を確認できる位置情報提供サービスについて支援措置を講じてまいります。

社会福祉の充実では、子育て支援など福祉の推進を図るため、本年度から新たにスター

トする「後期砂川市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、総合的・計画的な子育て支援施策を推進するなか、現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、母子家庭の経済的な自立へ向け、就業に結びつきやすい効果的な資格の取得を支援する「母子家庭高等技能訓練促進費等給付金事業」を新たに実施するなど、安心して子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

さらに、障害者福祉については、障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業などを着実に実施するとともに、関係機関や事業所、支援団体と連携を図りながら、障害者の自立と社会参加を促進してまいります。

また、現下の厳しい雇用失業情勢に対応するため、住居を失った方などの「住宅手当緊急特別措置事業」を引き続き実施するとともに、生活困窮世帯に対する生活保障の適正な実施などセーフティネット機能の推進を図ってまいります。

保健衛生医療の向上では、未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、がんを早期に発見するための取り組みである、「女性特有のがん検診推進事業」を継続し、子宮頸がん・乳がん検診の受診率の向上に努めてまいります。

また、昨年制定された「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づき、フッ素によるうがいを保育所・幼稚園において集団で実施し、むし歯予防の推進を図ってまいります。

つぎに、市立病院につきましては、経営状況は度重なる診療報酬のマイナス改定などから、非常に厳しいものとなっておりますが、平成22年度の診療報酬改定では10年ぶりのプラス改定が行われ、産科・小児科や救急医療を担う当院には、明るい材料となるものであります。

本年度の病院事業収支は、新病院の開院に伴う移転費用や現行院舎の解体による固定資産除却費などにより、多額の純損失が見込まれるところでありますが、昨年2月に策定いたしました、「砂川市立病院改革プラン」に基づき経営の効率化、健全化に向けた対策を引き続き、病院経営の改善を進めてまいります。

また、新病院では、中空知二次医療圏の地域センター病院、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院などの役割を踏まえ、救命救急、がん診療、周産期医療、災害医療などの高度専門的医療を充実発展させることにより、市民の市立病院に対する医療ニーズに応えるものであります。

このことから、新病院におきましては、電子カルテの導入や医療機器の整備として、がん検査・治療に大きな効果があるとされております「PET—CT」の新規導入や放射線治療システムの更新を行うものであります。

なお、この医療機器の整備にあたりましては、財源として「市民の病院」であるとの意識の高揚を図るため、市民の皆さんを対象とした「住民参加型市場公募債」の発行に取り組んでまいります。

今後におきましても、経営の健全化はもとより、診療体制や医療の充実を図り、患者サービスの向上に努め、市民に安心、信頼される病院を目指してまいります。

社会保障の充実では、平成20年4月施行の後期高齢者医療制度につきましては、昨年の政権交代により、平成25年3月までの廃止が明言されており、平成25年4月からは、新たな高齢者医療制度の創設並びに国民健康保険の広域化につながる見直しが行われることとなっておりますので、今後における医療制度改革につきましては、市民の皆さんに十分ご理解いただけるよう周知、説明に努めてまいります。

学校教育の振興では、小中学校の耐震補強工事に併せて、快適な環境、教育環境とするため、大規模改修に取り組むほか、施設の改善などを行ってまいります。

また、各小学校に配置している遊具の老朽化が進んでいることから、修繕などを行い、遊具の延命化及び事故の防止を図ってまいります。

さらに、小学校3年・4年生を対象とした社会科の授業において、自分の住んでいるまちを学ぶために必要となる社会科副読本「すながわ」を改訂することとし、社会科副読本改訂委員会を設置して、作成に取り組んでまいります。

市民参加の推進では、「市民と行政の協働」として、市民の皆さんのご理解をいただき、地域交流センター「ゆう」をはじめとする施設の運営管理、さらには、新たに2つの町内会に協働、協力をいただけることとなりました、街区公園の管理などに取り組んできたところであります。

今後も、協働を進めるため、情報の共有を図り、相互理解を図るとともに、地域との関係も深めていかなければならないと考えております。

健全な行財政の推進では、住民記録・税システムなど、各種業務の電算処理を行っている総合行政システムが、導入後8年を経過したことから、システム及び機器の更新を行い、より効率的な事務の執行に努めてまいります。

広域行政の推進では、平成の大合併として進められた市町村合併の推進につきましては、ひと区切りをつけるとされているところでありますが、今後の地方分権による事務権限の移譲などに対応するため、幅広い分野における広域連携による事務の共同処理について、検討を進めてまいります。

次に、一般会計の予算について申し上げます。

平成22年度の予算は、108億1,800万円ですが、経済状況などを勘案し、事業費を計上するなど、平成21年度予算と比較して、4.1%の増としたところであります。

なお、事業費については、平成21年度からの学校耐震化事業などの繰越事業を加えますと、15億を超えるものとなっております。

歳入については、

市税、20億6,132万円で、前年度比2.7%の減。

地方交付税は、44億3,000万円で、前年度比7.8%の増。

国庫支出金は、12億802万円で、前年度比28.4%の増。

市債は、8億2,330万円で、前年度比12.7%の減で、これらが、主な財源となっております。

歳出については、

人件費、16億4,846万円で、前年度比2.7%の増。

補助費等は、9億7,335万円で、前年度比10.4%の減。

事業費は、9億1,284万円で、前年度比51.1%の増。

公債費は、19億9,590万円で、前年度比12.8%の減。

扶助費は、15億6,140万円で、前年度比15.8%の増となっております。

続いて、特別会計・企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、25億5,065万円で、前年度比0.5%の増。

下水道事業特別会計は、9億5,068万円で、前年度比43.6%の減。

老人医療事業特別会計は、48万円で、前年度比72.0%の減。

介護保険特別会計は、15億9,522万円で、前年度比4.3%の増。

後期高齢者医療特別会計は、5億411万円で、前年度比7.0%の増。

病院事業会計は、243億8,243万円で、前年度比63.3%の増となっております。

以上が、各会計の予算でありますけれども、全会計の総額、408億157万円となり、前年度比29.3%の増となったところであります。

以上、市政執行にあたって、私の所信と主な施策の概要について申し述べてまいりました。

地方分権の改革の推進は、国と地方公共団体が相互に協力する関係であることを踏まえ、分担すべき役割を明確にし、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進するものとして、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、税源配分等の財政上の措置などについて、地方分権改革推進委員会において検討されておりましたが、昨年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決定する「地域主権」の確立に向け、今後、地方主権推進一括法案としてまとめられる予定となっております。

「砂川市第6期総合計画」の策定にあたりましても、この地域主権の考え方を踏まえ、市民の皆さんのまちづくりに対する熱意と職員の英知を結集し、計画づくりを進めてまいります。

このように、変化の時代でありますので、職員は努力を惜しむことなく自己研鑽し、新たな発想で市民の皆さんが望むまちづくりに取り組まなければならないと考えております。

議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、市政執行方針

といたします。

○議長 北谷文夫君 午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長 北谷文夫君 休憩中の本会議を再開します。

◎日程第 3 教育行政執行方針

○議長 北谷文夫君 日程第 3、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長 四反田孝治君（登壇） 平成 22 年第 1 回砂川市議会定例会の開会にあたり「平成 22 年度教育行政執行方針」について申し上げます。

今日、教育をとりまく環境は、少子高齢化社会の進行、高度情報化の進展、科学技術の進歩、地球環境問題などさまざまな社会情勢の変化といった、時代の大きな流れの中、教育基本法や教育関連三法の改正により、子どもの教育は学校・家庭・地域が一体となって進める方向が示され、子どもたちの生活習慣や人を思いやる心など豊かな人間性を育む規範意識を育てるとともに、多様な学習機会を通じて主体性をもって課題を解決していくことができる力を身に付けさせる、教育の推進が求められております。

学校教育においては、教育で大切な継続性と発展性を重視し、新しい学習指導要領に基づき、子ども達に基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させるとともに、自ら学び自ら考える力を育成することによって、「確かな学力」を身につかせ、「豊かな心」や「健やかでたくましい心身」の調和のとれた教育を通して、子ども一人ひとりが「生きる力」を育む教育をめざし、社会教育においては、市民一人ひとりが生きがいを持ち、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の構築をめざします。

このような状況を踏まえ、誰もが、心豊かで活気に満ち、夢や希望をもって、生きていくための環境づくりを進め、砂川市の教育目標である「心豊かで共に学ぶまちづくり」が実現できるよう、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以下、主な施策の概要について申し上げます。

はじめに教育行政について申し上げます。

教育行政につきましては、引き続き「開かれた教育行政」の一層の推進に努め、教育行政情報の公開に努めるとともに市民の方々の理解と協働、参画を基盤とした、活力ある教育委員会の実現に努めてまいります。

本年度、平成 13 年 2 月に制定された「砂川市教育目標」及び「重点実践目標」、さらに、5 年ごとの「教育推進計画」により教育目標の具現化を図ってまいりましたが、平成 22 年度が最終年度になることから、平成 23 年度からの砂川市第 6 期総合計画に合わせ、

教育目標及び重点実践目標を改訂するとともに、砂川市の新しい「教育推進計画」を策定して教育の振興を図ってまいります。

また、本年11月1日を「砂川市教育の日」に制定し、各種の教育関連事業を通して、教育に対する市民の意識向上や参画の機会を積極的に働きかけ、学校、家庭、地域及び行政の連携と協働のもと、すべての市民が教育をみつめる時を共有することを目指す、取り組みを進めてまいります。

新しい学習指導要領につきましては、本年度が移行措置期間の2年目に当たり、昨年に引き続き、小学校高学年による外国語活動及び理数系科目にかかる指導内容の充実や授業時数増加への対応を、着実に取り組んでまいります。

教育施設の充実につきましては、繰越明許費事業として、砂川小学校、空知太小学校、石山中学校の耐震補強工事とそれに付随する大規模改修工事、関連工事を実施してまいります。このことにより、市内すべての小・中学校は、耐震化率100%の安全安心な教育環境が整備されることとなります。

さらに、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の活用により長年の懸案事項でありました砂川小学校の前庭舗装工事や石山中学校体育館の暗幕取替など、教育環境の整備に努めてまいります。

また、市内小学校に設置している遊具の老朽化が進んでいることから屋外遊具の総点検を行い、必要となる修繕等の措置を講じ、事故の未然防止と遊具の延命化を図ってまいります。

次に、学校給食につきましては、引き続き、食材として、米は砂川産米、パンの原料である小麦は道内産を使用し、ほかの食材につきましても、可能な限り地元生産物を取り入れ、安全で栄養バランスのとれた給食内容の多様化と充実に努めてまいります。

また、これまで4回実施をいたしました、児童生徒に対する食生活のアンケート調査で「朝食をいつも食べない」「朝食を食べない日が多い」と回答した子どもが依然100名を超えている状況を踏まえ、昨年度から配置した栄養教諭のもと、関係部署とも連携を図りながら食生活の改善に向け、食育の推進を図ってまいります。

砂川高等学校への支援につきましては、本年度から国による公立高校授業料の実質無償化の方針が示されたことから、本市単独の奨学金条例を廃止することとし、新たに奨学金制度に替わる制度について、関係者の意見などを基に検討を進めてまいりますとともに、4間口の確保及び高等学校教育の充実に向け、引き続き関係機関に対し要請を行ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子ども一人ひとりが人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させ、自らの人生を幸せに送ることができるための「生きる力」を育てるにあたり、次の7つの観点から学校教育を推進してまいります。

第一に、開かれた学校づくりを推進する「経営管理」の充実を図ってまいります。

子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域住民がそれぞれの役割と責任を担うと同時に、相互に連携、協働することが肝要であります。

そのような地域全体で子どもの成長を支える連携・協働体制の構築のために、学校は地域の資源を活用した特色ある教育活動を通じて、家庭や地域社会に信頼される開かれた学校づくりを推進してまいります。

具体的には、授業や学校行事等を積極的に公開するなど学校情報の発信に努めるとともに、学校評議員や保護者、地域住民などから広く意見や声を取り入れ学校運営の改善・充実を図ってまいります。

また、学校評価とその結果の公表を適切に実施し、学校、家庭、地域が目指す目標や成果と課題を共有し、共に次世代に生きる子どもたちに「生きる力」を育む教育を推進してまいります。

第二に、生きる力を育む「教育課程編成」に努めてまいります。

新しい学習指導要領は、小学校が平成23年度から、中学校が平成24年度から完全実施となります。小学校においては、平成22年度が新教育課程への移行期間の最終年度となることから、移行措置への対応を慎重かつ確実に進めてまいります。

各学校においては、新しい学習指導要領の趣旨および内容についての理解を一層深めるとともに、知・徳・体のバランスの取れた適正な教育課程を編成し、子どもたちの「生きる力」の育成に努めてまいります。

第三に、確かな学力の向上を目指す「学習指導」の充実を図ってまいります。

学力の向上につきましては、これまでの全国学力・学習状況調査の分析結果から明らかになった課題の解決に向け、学習指導の改善をはじめ、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図る取り組みを推進することが極めて重要であり、本年4月に実施される小学6年生、中学3年生を対象とした第4回目となります全国学力・学習状況調査に引き続き参加をしてまいります。

学校においては、「わかる授業」、「楽しい授業」を目指した学習指導法の改善に努め、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの育成に努めてまいります。

また、各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、ティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、補充及び発展的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、小学3年生、4年生の社会科副読本“すながわ”を改訂し、郷土すながわの地域学習の充実を図ってまいります。

第四に、豊かな心を育む「道徳教育」の充実を図ってまいります。

子どもたちの成長段階において、他人を思いやる心、命を大切にする心、自然や美しいものに感動する心、そして基本的な規範意識など道徳性を培うことは、豊かな人間性や社

会性の育成という視点から極めて重要な課題であります。

子どもの豊かな心は、身近な自然とのふれあい体験や人との関わりの中で育まれることから、学校の教育活動に自然体験やボランティア体験などを位置付け、道徳の時間をはじめ、各教科や特別活動、学校行事との関連を図った意図的・計画的な道徳教育の実践に努めてまいります。

また、学校における道徳教育の要である道徳の時間の指導法の工夫・改善を図るとともに、家庭や地域との連携を深める取り組みを進めることにより、子どもたち一人ひとりの道徳的実践力を育ててまいります。

第五に、健康で安全な生活を実践する意欲を育む「健康・安全指導」の充実を図ってまいります。

たくましく生きるための健康や体力は「生きる力」の重要な要素であります。しかしながら、昨今、子どもたちの周囲には、心身の健康・安全を阻害する要因が著しく増加しております。子どもたちが健やかでたくましく成長するためには、食育も含めた基本的な生活習慣の確立が必要であります。

そのために、子どもたちの体力や生活習慣、食習慣、運動習慣などの状況を的確に把握し、体育・健康に関する指導の改善を行うことによって、子どもたちの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図ってまいります。

また、子どもにかかわる事件・事故については、家庭、警察、「子ども110番の家」などの関連機関との連携や情報の共有化を行い、未然防止や早期対応に努めるとともに、平成14年1月策定の「学校における危機管理マニュアル」の改訂を行い、学校の危機管理の強化を図ってまいります。

第六に、全教職員の共通理解に基づく「生徒指導」の充実を図ってまいります。

いじめや不登校など生徒指導上の諸問題につきましては、その要因や実態がますます多様化していることから、その未然防止や早期対応・早期解決を図るために、日常的な子どもとのふれあいを大切にしながら、子どもの心のサインを見落とさない校内体制の充実に努めてまいります。

また、全教職員の共通理解に基づく生徒指導の校内体制を確立するとともに、スクールカウンセラーや関係機関との連携を図りながら、指導・相談機能の一層の充実に努めてまいります。

第七に、一人ひとりの持てる力を高める「特別支援教育」の充実を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、特別支援学級に在籍する子どもたちはもとより、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対して、その一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行うことが重要であります。

そのために、教職員の専門性を高める校内外研修の一層の充実と、特別支援教育コーディネーターを核とした学校全体による支援体制の確立に努めてまいります。

また、支援にあたっては、特別支援教育支援員を有効活用し、手厚くきめ細やかな支援を実現させてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

誰もが生きがいを実感でき、充実した生活を送ることができる生涯学習社会を実現するためには、社会の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた学習機会や学習活動の充実に努め、世代に応じた豊かな学びを生涯にわたって実践できる環境づくりを推進していくことが必要であります。

そのために、社会教育では、地域や関係団体の連携を強めて、全ての市民が自らの意思により学習活動に取り組めるよう、「人づくり・仲間づくり・地域づくり」の3つのキーワードを基に、次の5つの観点から社会教育事業を推進してまいります。

第一に、学習機会や学習の場の提供を推進してまいります。

市民が心豊かに充実した生活を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、乳幼児期から高齢期までのライフステージ毎に、現状や今日的課題を捉え、目的を見定めた事業の推進と世代に応じた学習活動を支援してまいります。

第二に、施設の利活用を推進してまいります。

市民の学習活動が多様化する今日、市民が主体的に学び続けられるよう、公民館・図書館・地域交流センター「ゆう」などの社会教育施設において、関係機関や各種団体との連携を深めながら施設の効果的な活用に努めてまいります。

また、それぞれの施設の特徴を生かしながら、市民の多種多様な学習活動の支援のための体制づくりを推進してまいります。

公民館においては、生涯学習の拠点施設として、市民が教養を高めたり、技能を身に付ける各種講座・教室や市民の学習要求に対応した講演会や学習機会の提供を充実させてまいります。

また、公民館グループ・サークル運営委員会と連携を図り各グループ・サークルの交流や情報交換を通して、グループ・サークル活動の活性化と公民館の利活用の促進に努めてまいります。

また、施設整備としては、網戸の設置を公民館2階の研修室・実習室の一部に設けるとともに、昨年度に引き続き避難用救助袋の更新を行ってまいります。

郷土資料室においては、郷土の歴史・風土の学習として、特別展をはじめ郷土資料の教育的な活用に努めてまいります。

図書館においては、市民に親しまれ、利用される図書館を目指し、市民ニーズに応じた図書資料や情報提供などの利用者相談体制の充実に努めてまいります。

また、ボランティアの協力を得て絵本の読み聞かせをはじめとする読書普及活動や、小・中学生の総合的な学習の支援を積極的に取り組んでまいります。

本年は、国民読書年であります。子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的

に読書活動ができるよう、子どもの読書環境の整備と読書活動の充実に努めるため、「砂川市子ども読書活動推進計画」を策定してまいります。

第三に、地域人材・地域教育資源の活用を推進してまいります。

市民が生涯にわたって主体的に学ぶことができる体制づくりとして、地域の教育資源が持つネットワークが活かされるよう、青少年の健全育成を通じた学校・家庭・地域の連携協力の取り組みを進めてまいります。

また、社会教育事業を推進し、市民の手で社会教育がよりよく推進できる体制づくりに努めてまいります。

第四に、情報提供と学習相談を推進してまいります。

市民が心豊かに共に学び、主体的に学習活動に取り組めるよう、市民が親しみと関心の持てる情報の提供に努めてまいります。

オアシス通信は、関係機関を含めた様々な学習情報や学校・地域の活動紹介など、生涯学習を身近に感じていただける情報誌をめざしてまいります。

また、砂川市の乳幼児健診の受診率が高いことを生かして、「ふれあいセンター」等と連携し、乳幼児健診での共同事業として、学習活動への参加拡充や相談体制の充実に努めてまいります。

第五に、今日的必要課題の解決を図ってまいります。

子どもたちを地域全体で健全に育てる環境づくりを進めてまいります。

子どもたちのスポーツ・文化をはじめ様々な体験活動や学習機会及び学校の教育活動の支援を、学校・家庭・地域が互いに協力し合い、地域ぐるみで子どもを育むための環境の充実に努めてまいります。

また、青少年の健全育成として、青少年を取り巻く事件事故や有害な情報から、子どもたちを守るため、学校・家庭・地域との協力と、青少年指導センターを中心に関係機関との連携に努めてまいります。

体育の振興につきましては、子どもから高齢者まで市民皆スポーツを目指し、生涯学習スポーツの振興を推進してまいります。そのために、各種事業を通じてスポーツ・レクリエーションへの関心を高めることや、地元指導者の確保・活用、グループ・団体等への支援に努めるとともに、連携・調整を図りながら活動を推進してまいります。

総合体育館においては、昨年度より継続して行う正面玄関幕板改修工事、海洋センターを含めた公共下水道切替工事、卓球大会誘致のための得点板整備、草刈機購入等を行い、施設の環境整備に努めてまいります。

本年度は、ノルディックウォーキング教室の事業を、ふれあいセンター保健師とタイアップし、高齢者の方々を含む参加者へ健康管理の必要性について、指導を交えた事業として取り組んでまいります。

施設運営においては、スポーツ・レクリエーション・各種スポーツ大会等を誘致するな

ど、活動の普及促進に努めるとともに体育施設の指定管理者であるNPO法人「ゆう」との連携を図り、スポーツの振興と施設の利活用を促進してまいります。

海洋センターにおいては、昨年度整備した小学生バスケットゴールに続き、本年度はフットサル用ゴールを備えて利用促進に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き、第2体育館において冬期間、室内ゲートボールコートを設置し、冬期間における運動機会の創出に努めてまいります。

さらに、海洋性スポーツの推進体制確立の為、B&G財団指導員養成研修に職員を派遣し、より良い指導体制、安全管理を目指すとともに、北海道B&G地域海洋センター連絡協議会主催の事業であります「ヨット・カヌーの全道大会」を本年8月に砂川市で開催し、海洋性スポーツの普及促進に努めてまいります。

地域交流センターは、NPO法人「ゆう」に管理運営を行っていただいておりますが指定管理の期間が平成21年度末をもって終了することから、地域交流センターの管理運営に実績のあるNPO法人「ゆう」に引き続きその役割を担っていただき、子どもから高齢者までの幅広い世代が集い、創造的な文化芸術活動を通して、賑わいと交流の拠点施設となるよう支援をしてまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、教育を取り巻く環境は、教育改革の中で、厳しさが増しておりますが、教育行政の執行にあたりましては、多様化する市民ニーズと子どもたち一人ひとりのニーズを的確に把握し、計画的かつ効率的な執行に努めてまいりたいと存じますので、市議会の皆様をはじめ、市民各位並びに関係団体・各機関のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。平成22年度教育行政執行方針といたします。

ありがとうございました。

◎日程第4 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第4、一般質問に入ります。

質問通告者は4人です。

順次発言を許します。

吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 (登壇) 通告に従いまして質問します。

大きな1番、ファミリーサポートセンターの設置について。ファミリーサポートセンターは、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)に子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)を仲介するものです。子育て中の母親からは、上の子が病院受診をするときや参観日に行くときなど乳幼児がいると出かけにくいので、預けられるところが欲しいとか、少しの時間子育てから離れて自分の時間を持ちたいなどの声があります。市の子育て支援にかかわるニーズ把握調査でも、就学前児童を持つ保護者の約74%、小学生を持つ保護者

の約51%がファミリーサポートセンターへの利用意向を示しています。砂川市次世代育成支援地域行動計画には、平成21年度までにファミリーサポートセンターを1カ所設置するとの目標を設定していますが、その進捗状況について伺います。

大きな2番、子宮頸がんの予防ワクチンについて。若い女性にふえ続ける子宮頸がん、その対策が全国各地で大きく前進しています。昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には発売がスタートしました。子宮頸がんは、日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計されています。予防ワクチンは、がん検診とセットでほぼ100%予防ができるそうです。しかし、接種費用が1回1万円以上で3回接種が必要になることから、高額な負担を軽減するため公費助成が課題となっています。自治医科大学附属さいたま医療センターの今野良教授の試算データでは、国内の12歳女児全員がワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発症を73.1%減らせるというデータが示されており、子宮頸がんは予防のできる唯一のがんなのです。女性の健康を守るため、子宮頸がんの予防ワクチンへの公費助成を表明する自治体が広がっていますが、本市での公費助成についての考えを伺います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） ご質問の1と2についてご答弁を申し上げます。

初めに、1のファミリーサポートセンター設置の進捗状況についてご答弁申し上げます。急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、国では少子化の急速な進行は社会経済に大きな影響を与えることから社会全体で子育てを支援することが必要と考え、平成15年7月に次世代育成支援対策法を制定し、地方公共団体においても平成17年度から前期5カ年、後期5カ年の10カ年において次世代育成支援対策を集中的、計画的に取り組むこととし、市町村においては地域行動計画の策定が義務化されたところであります。平成17年度から平成21年度までの前期5カ年砂川市次世代育成支援地域行動計画については、小学6年生までの保護者を対象に子育てに関するニーズ把握調査などを実施し、これらの調査を参考に保健、医療、福祉関係者など10名の委員による砂川市次世代育成支援地域協議会を設置し、策定したものであり、一時保育や子育て支援センター事業のほか、ファミリーサポートセンター事業につきましても新たにに取り組む事業として目標を設定したところであります。

ご質問のファミリーサポートセンター設置の進捗状況であります。前期行動計画期間においては道内各地の情報収集のほか、既に取り組んでいる近隣市の現地調査を行うとともに、今年度におきましては後期5カ年計画に向けたニーズの把握に当たり、ファミリーサポートセンター事業に対する保護者の意向を詳細に調査し、これらをもとに効果的かつ継続的な今後の事業展開について検討を加えているところであります。なお、今回のファミリーサポートセンター事業の調査結果では、前期5カ年で取り組みを進めた一時保育の実施や子育て支援センターの開設、さらには学童保育事業の拡充などもあり、就学前児童

保護者では21.3%、小学生保護者では11.1%の利用意向であり、前回調査に比べ、利用したい方が減少している状況にあります。現在実施している保育サービスでは対応できない潜在的なニーズがあること、また国においても長期的なビジョンの中でファミリーサポートセンター事業の推進を進めていることなどから、平成22年度から平成26年度までの後期行動計画においても再度目標値として設定し、実施に向けた検討をさらに進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな2の子宮頸がんの予防ワクチンについてご答弁申し上げます。子宮頸がんは、子宮の入り口の子宮頸部と呼ばれる部分にできるがんで、その原因は主にヒトパピローマウイルスというウイルスの感染であることが明らかになっております。また、子宮の入り口付近に発生することから、観察や検査がしやすいため発見しやすく、早期に発見すれば比較的治療しやすいがんであります。子宮頸がん予防ワクチンは、海外では100カ国以上で承認され、多くの国では公的な補助によりワクチン接種が推奨されていますが、日本では昨年10月に厚生労働省が承認し、12月から発売されたばかりであり、接種費用を国が負担するかなどについては現時点において未定であります。子宮がんワクチンの予防接種は、予防接種法においては任意の予防接種であることから、現状では費用については全額自己負担となります。ワクチンの接種については、日本産婦人科学会などは11歳から14歳の女子への接種を推奨しており、接種回数は3回が標準で、費用については医療機関によって異なりますが、3回接種で約5万円という状況であります。このワクチンによって予防できる子宮頸がんは子宮頸がん全体の約60%から70%であり、残りの30%から40%はワクチンを接種してもがんを発症する可能性がありますので、予防のためには早期発見を含め、必ずがん検診を受診することが重要であります。

本市では、子宮頸がん検診について本年度20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方を対象に全額助成を実施しており、平成22年度におきましても継続実施を予定しているところでありますし、従前から20歳以上を対象に検診料5,200円に対し、一般の方については3,200円を助成し、2,000円で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者については4,200円を助成し、1,000円で受診できるように助成措置を講じているところであります。子宮頸がんワクチンの接種費用の公費助成を平成22年度から予定している自治体は、道内では幌加内町などの6自治体であり、全国的に見ても公費助成を予定している自治体は非常に少なく、中空知の4市5町においても公費助成を予定している自治体はないといった状況にあります。本市におきましては、予防接種法に基づく各種ワクチンの接種について公費助成を実施しておりますが、任意接種については公費による助成を実施しておりません。しかしながら、子宮頸がんワクチンの予防接種は、少子化対策の一つとして出産年齢の女性の体を子宮頸がんから守るという観点からも定期予防接種に位置づけすべきものと考えております。このようなことから、子宮頸がんワクチンの予防接種について早期に定期接種と位置づけるとともに、接種費用の負担軽

減等について必要な措置を講ずるように国に対し、北海道市長会などを通じ、要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 では、2回目の質問をします。

まず、ファミリーサポートセンターについてですが、保育所でできない部分、足りない部分、対応できない部分をファミリーサポートセンターがあると補えるということで、私も市民相談の中でいろいろ困っている方の相談を受けて今回質問しようと思ったのですが、保育所の一時保育というのがあるのですけれども、これは2歳以上から就学前までということで、半日預かりたくてもこの一時保育は1日の料金が取られるということです。1日料金として2歳までは2,700円ということで、3歳から5歳までが1,600円ということで、少しの時間預かりたくても1日の料金で預からなければならないということで、なかなかちょっとした時間預かりたいときには利用できないということです。1回目の質問でも言いましたけれども、参観日に行くとき特に3歳未満のお子さんがちょっと困るということでしたけれども、そのほかにも仕事をしていて朝都合悪くて保育所に送っていく時間がないときとか、仕事が遅くなって残業で保育所に迎えに行かれないとき、そういうときにもちょっとそういうファミリーサポートがあれば、送り迎えもしてもらえますと思います。それと、あと子供が小さいときに美容院へ行きたいとき、3歳未満のお子さんだと、なかなか連れていくわけにもいかない。そういったときにも困る。それから、ある方は3歳未満のお子さんがいて、2人目を妊娠して産婦人科を受診したときには、大きなおなかを抱えて3歳になる子供を連れて産婦人科を受診したときには、外来も込んでいて、とてもつらい思いをした。そういうときにちょっと預かってもらえれば助かるのだけれどもというふうに言われていた方もいらっしゃいます。また、上のお子さんがサッカーの試合があって、応援に行きたいけれども、下の子がまだ小さくて、周りに迷惑をかけては困るからといって連れていかれないということで、そういったときにも困ったという話も聞きました。それとまた、子供さんが風邪を引いて、何日もつきっきりで看病していて、家に閉じこもりになって、ずっとつらい。いたときに、いらいらして、つつい子供に手を上げてしまい、虐待にもつながるのですということ言われていた若いお母さんもいらっしゃって、たまにはリフレッシュする時間を持ちたいというふうに言われていました。その若いお母さんは、自分が子供のときには、親が用事を足すときは隣の家によく預けられていて、隣のおばさんがよく遊んでくれたのだというふうに言われていましたけれども、でも今は隣近所とのおつき合いがないために、ちょっとそういうふうに昔みたいに預かってもらうことはできない。そういうことで、少しの間見てもらえるところがあると、すごく助かるということ言われていまして、何人かの方からそういう声を聞いております。それから、あるとき市民相談で、やはり少しの間子供を見てほしいのだけれども、砂川で預かる場所どこかないか探してもらえないかと言われたときに、社会福祉協議会のふれ

あいボランティアという名前だと思うのですけれども、1時間幾らということではいろいろとお掃除をしてもらったりと、そういうボランティアがあるということで、そこで子供さんを見てもらうことはできないのですかと聞きましたら、高齢者のみが対象になっているということでした。それから、シルバー人材センターでもそういう仕事の内容があるということでお聞きしましたら、そういう仕事の内容はあるのだけれども、登録している人が今のところいないので、そういう子供を見てほしくても、見てあげるといふ人が登録されていなくて、できないのです。仕事の内容の中には、あるということでした。ということで、本当に困ったことがありました。中には隣近所、お友達同士おつき合い、親しいおつき合いをしていて、そういうところがなくても友達同士でお互いに子供を預けたり、預かったりしているというお母さんもいらっしゃるのです、それぞれさまざまですけれども、やはり生活スタイルもそれぞれ違いますので、ファミリーサポートセンターという制度があれば、そういう制度を利用して、子育てしている人が助かるのではないかなというふうに思います。

それで、砂川市の砂川市次世代育成支援地域行動計画の平成22年度からの、26年度までの後期5カ年の計画が、素案ができていまして、その中でも、ファミリーサポートセンターのところを見てみますと、このセンターの事業を実施した場合利用したいかどうかという調査で、利用したいという方が21.3%、利用希望はないという方が17.3%、わからないと答えている人が60%いました。それからまた、預かる側の会員登録の調査についても、預かる人の調査、希望するという人が4.5%、希望しないという方が54.4%、わからないという方が38.7%になっておりました。この調査を見まして、わからないという方もすごく多いのだなというふうに思ったのですけれども、このファミリーサポートセンターは今回また後期の5カ年計画の中にも入っていますけれども、この事業を進めるためにはこの事業の内容をもう少しわかってもらわなければ、たとえこのサポートセンターができたとしても、活用をされる方が少ないのではないかなというふうにこの調査を見て思いました。まだまだこのファミリーサポートセンターという名前の内容がわかっていない人が多いのではないかなというふうに思います。それで、もう少しこの事業の内容が多くの人にわかってくると、例えばこれから結婚して仕事を続けたいと思っている人がこういう制度があるということがわかれば、子育てしながらでも仕事を続けられるというふうに思う方もいらっしゃると思いますし、またボランティアをしたい方も、たくさん今ボランティアの研修受けている方も多いですけれども、ボランティアをしたい方も、預かってもいいですよという方も見つかるのではないかなと思います。こういう内容がわからないので、きっとこういう制度ができたとしても、なかなか活用されないように思います。

それで、2回目の質問として、このファミリーサポートセンター事業をよくわかってもらうための取り組みがこれから必要でないかなというふうに思います。事業を始めるに当

たって、まずはわかってもらうということが必要だと思います。私もボランティア活動をやっていますけれども、ボランティア研修を受けた人に聞きましたら、ファミリーサポートセンターって知っていますかと何人かに聞いてみたのですけれども、わからない人が何人か聞いた中ではほとんどだったのですけれども、やはりそういうボランティアやっている人の中には元保育士、保育所に勤めていたから子供のことで何かやりたいわというような方も中にはいらっしゃいますけれども、こういう内容がわからないと、どんなボランティアやっというかわからないと思うのです。それで、2点目として、このわからないという方たちに今後この事業の内容をわかってもらうための具体的な取り組みをどのように今後考えているかということをもまず1点目に伺います。

それと、2点目としまして、子供を預かるときは提供会員ですから、預かってあげますよという方の自宅に子供さんを連れていって預かってもらう、そういう仕組みになっていますけれども、ある方は、子供は預かってもらいたいだけけれども、例えば地域交流センターができたばかりのときだったのですけれども、交流センターの子どもゾーンのところと契約した人とお話しして、そこで何時間か見てもらって、それでその間銀行行ったり、用事を足して、またあそこの交流センターに戻ってきて、子供を連れて帰ると、そういうことはできないのだろうかということと言われていた方もいらっしゃいます。そういうふうにしてもらうと助かるのだけれどもという、そういうふうに言われた方もいるのですけれども、一応このファミリーサポートセンターは預かっていただける方の自宅でという、そういう決まりにはなっていると思うのですけれども、そういう例えば別な場所で預かるということとはできないのだろうか、というふうに言われていた方もいましたので、その点についてどうなのかということをお伺いします。

それから、子宮頸がんのワクチンのことについてですけれども、このワクチンについては約5万円かかるということで今答弁ありましたけれども、今テレビとかラジオでもこのワクチンについては報道されていまして、公費助成する市町村も少しずつですけれども、ふえてきています。まだワクチンが承認されたばかりですし、発売になったばかりですから、これからだと思えるのですけれども、北海道でも何カ所か助成されている市町村も出てきています。それで、東京の杉並区でも2010年から子宮頸がんの予防ワクチンを公費助成で行うということで発表していましたが、具体的には中学校進学祝いワクチンとして中学1年生の女子を対象に3回分のワクチン接種が無料になるという、そういうことだそうです。それから、兵庫県の明石市でも約6,000人の小学校6年生から中学3年生までに公費助成を行うというふうにも出ておりました。まだまだ少ないですけれども、少しずつそういうところがふえてきております。それで、2回目の質問なのですけれども、今市民の方の関心も少しずつですけれども、ラジオやテレビで言っていますので、関心が高まっていまして、聞かれることがあるのですけれども、市内でこの予防ワクチンができる病院があるのかということをお伺いします。

院でワクチンができるのかということをも2回目の質問とします。

それと、1回目でも言いましたけれども、埼玉の医療センターの今野教授のお話によりますと、これからがん検診は細胞診、がんの細胞があるかどうかという細胞診とともにウイルスの検査も必要だということをお話しされているのですけれども、市民の方からがん検診のときに細胞診と、今までは細胞診だけだったけれども、ウイルスの検査もこれからはしてもらえるのだろうかということをお聞きしたのですが、ふれあいセンターのほうに聞きましたら、市で行っているがん検診は国の指示に基づいているので、細胞診のみですということでした。それで、保健師さんからお話聞きましたら、病院によっては婦人科の先生の考え方によるので、ウイルス検査もしてくれるところもありますよということでした。それで、2回目の質問ですけれども、市内の病院でがん検診で細胞診とともにウイルス検査もしてくれる病院はあるのかどうかという、この2点を伺います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員の2回目の質問に対する答弁は、休憩後に行います。
10分間休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

吉浦やす子議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君 ファミリーサポートセンター事業で2点再質問がございました。アンケート調査で、その調査内容、結果においてファミリーサポートセンター事業がわからないというふうに答えた保護者の方もかなりの数がいたというようなことから、この事業の内容についてももう少しPR、周知する必要があるのではないかということと、もう一点は自宅が基本なのでしょうけれども、別な場所でそういったボランティアとしてお子さんを預かるということはどうかというご質問でございます。

まず、今回のアンケート調査でありますけれども、この対象につきましては平成21年4月現在、小学校に入る前までの世帯、就学前児童世帯585世帯、それから小学生のいる世帯720世帯、これはすべて全世帯についてアンケート調査を実施いたしました。そのアンケート調査では、前回、5年前の調査に比べまして、もう少し詳しくファミリーサポートセンター事業についてということの意向が把握できるようにということで調査項目も多く設けました。その中でこのファミリーサポートセンターの関係につきましては、設問の中で保育士や放課後児童クラブ等の開会前、終了後の預かりだとか、送迎も含まれますよと。あるいはまた、急な残業のときの預かり、そういったことも事業の一つです。それから、急用時の一時的な外出の場合の預かり、あるいは保護者の病気等の際の預かりというようなことで、全世帯に1度そういった形でアンケート調査を行っておりますので、お

おむねこの事業ではこういうようなお子さんの預かる、そういう事業なのだということをある程度周知はできたのではないかなと思っています。ただ、わからないと答えた世帯につきましては、就学前で60%、それから小学生家庭で34.8%。このわからないについては、こういった事業を、自分がサービスを使うのかどうか、それについてはわからないというふうに考えてのわからないではないかなというふうに私どもは考えています。いずれにいたしましても、平成22年度から5カ年の後期計画、これが策定終わりましたら、当然その目標値設定しておりますので、広報すながわを通じて、今後5年間においてこういう数値目標に向かって市は進んでまいりますということをやっぱり周知はしなければならないと思っています。その際にもファミリーサポートセンター事業につきましては、またこれからの導入するという方向性でありますから、当然その周知の際に事業についてはこういうようなサービス提供ですよということで周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、原則自宅ということだけれども、他の部署ではどうなのだというお話でありますけれども、やはり市がこういった事業の体制を整備していくという関係では、例えば預かるお子さんの年齢はどうか、例えばゼロ歳児、こういうところまでこういった事業としてできるのかどうか、やっぱり安全性も含めて、もう少し時間を要して検討してみたい。また、その預けるに当たりますは、やはり預かる側として安全にお守りするという意味で、やはりその自宅の状況がどうなっているのか、例えば天井でありますとか、ドアでありますとか、あるいはお風呂でありますとか、そういったところの例えば施錠であるとか、やっぱりそういったことも行政としてはやっぱり慎重に判断しなければならないというふうに考えています。そういうことで今考えておりますのは、何でも、どんなときでもいいですよというよりも、やはりしっかりとして預かる、そういうケースはこういうケースですよというのをやっぱりしっかりしないと、すべてにおいて何でも預かりますということにやはりならないと思っています。そういう意味では、今ほど申し上げましたとおり、例えば保育所あるいは学童保育所の送迎、どうしても朝早い勤務がある、あるいはどうしても残業等で遅い日があると、そういったときの送迎ですとか、あるいはちょっとした用事を済ませるときの一時的な預かり、これについてはやはりこういう場合ですよというやはり預かるケースというのも限定しながらやる必要があるのだろうというふうに考えていますし、これが恒常的に例えば私の場合年じゅうこういった勤務なものだから、年じゅうそういった預かってほしいのだというのは、やはり基本的には市は若干相談には乗りますけれども、それはご本人と、そして預かっていただく方の関係の中においてそういった状況を解消してもらおうということで、やはり市が制度の確立、そして創設に向けて進めるとすれば、やはりケースを絞って、やはり臨時的な扱いというようなことでいかないと、なかなかあれもこれも手を広げるとことは難しいのかなと思っています。そういう意味では、今現在やはり自宅を基本ということに考えておりますので、今お話ありました例えばゆうの2階でというようなお話もありましたけれども、今現在はあくまでも市と

して中心になって体制を整備するとすれば、やはり自宅というふうな基本的な考え方であります。

それから、続きまして、子宮頸がんの関係でありますけれども、これについても2点のご質問ございまして、ワクチンについて今砂川市内の医療機関でそういったワクチン接種ができるところがあるのかという関係と、またがん検診につきましては現在国がしております、指定しております、そして市がそれに基づいて実施しております細胞診によるがん検診、そのほかにウイルスの検査、これについても市内で検査している病院はあるかというご質問でございます。

まず初めに、市内でのワクチンの接種でありますけれども、私のほうで調べてみました。そうしますと、砂川市立病院では3月1日から予約によりまして接種を開始しようとしているという状況でありますし、また小林産婦人科さん、これにつきましても希望者に予約接種していますと、現に1件行ったというような報告も受けております。また、もう一つ、期間は、時期は未定ですけれども、市内の個人医院において接種は希望者がいれば実施するというような状況もございまして、まずはそういった市内の医療機関においてもこのワクチンの接種は可能というふうに考えておりますし、また経費等についてはそれぞれの病院、そして医院によって異なりますけれども、おおむね5万円前後ということで把握しております。

また、現在行っておりますがん検診の関係で、細胞診によるがん検診でございますけれども、お話ありました、あわせてウイルス検査による、そういった検診も砂川市内ではできるのかというご質問でありますけれども、ここにつきましても砂川市立病院においてもこのウイルス検査も実施できるということでありまして、先ほど申し上げました小林産婦人科のほうでもできるということもございまして、このウイルスの検査でありますけれども、平成22年4月、この4月からでありますけれども、通常の子宮がん検診を行って、細胞診の検査によりまして、そこで陽性の疑いがあるというような状況になりますと、これは今自己負担で検診をするという、このウイルス検査でありますけれども、これについては陽性の疑いがあれば保険が適用になって診察できるというふうな、あるいはそのウイルスの検査ができるという状況でありますので、あわせてそれについても申し出させていただきました。

以上であります。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 では、3回目の質問をします。

ファミリーサポートセンターにつきましては、導入する方向性だということで、安全性とか、いろんなことで今慎重に調べていただいているのだなと思います。私もいろいろ調べてみたら、近隣の市町村でもファミリーサポートセンターをずっとやっていたのだけれども、今民間の人がやるようになって町でやっていたところは、今利用者がいないと

ということで、民間の人が立ち上げているというお話も聞きましたけれども、やはり預ける方にしてみると、すごく預けるときは不安だと思うのです。それで、やはり市のほうで今言われていましたようにきちっと安全性とか、いろんなことを今調べていただいているということで、やはり市でそういうふうにファミリーサポートセンターを立ち上げていただけるということは、皆さんも安心して預かれるのではないかなというふうに思います。3回目ですけれども、一応後期5カ年計画の中に導入する方向性でいますという今答弁でしたけれども、いつまでに、5年間のうちだと思うのですけれども、具体的にいつまでに導入しようとしているのかお聞きしたいと思います。

それから、ワクチンのほうですけれども、今市立病院、それから小林医院でワクチンが3月1日から予約でできるようになったということ、またウイルス検査もできるようになったという今お話聞かしまして、市民の方にも伝えていきたいなというふうに思います。公費助成のことについては、まだ今できないというお話でしたけれども、ぜひ来年度できなくても何とか考えていただきたいなというふうに思います。これは、唯一予防ができるがんなので、そしてまたワクチン接種によっても、先ほども話しましたけれども、12歳の女児が全員が接種、国内の女児が接種した場合に、子宮頸がんの発症を73.1%減らすというデータも出ておりますので、やはり女性の健康と命を守るためには何とか助成していただきたいというふうに思います。先ほど少子化対策の一つとしてというお話もありましたけれども、実際に砂川の方でも結婚して子供さんがなかなかできなくて、妊娠したときに子宮頸がんが見つかって、手術しなければならなくて、子供さんをあきらめたという方も実際にいらっしゃいます。ですから、何とか女性の健康と命を守るために助成をしていただきたいというふうに思います。それとともに、がん検診とワクチンと両方で100%予防していけるということなので、これから砂川市内でもワクチンができる病院もあるということ、それからウイルス検査もできるところがあるということなので、そういったことをまだわかっていらっしゃる方も少ないので、今後そういったことを、検診率、検診の受診率上げていくためにも意識啓発として取り組んで、意識啓発に取り組んでいただきたいというふうに思います。その点について伺います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 ファミリーサポート事業の関係で、後期の計画で、中ではそういうような目標設定をするというような中で、いつごろ導入の予定かということでありまして、ここにつきましてもあくまでもやはり預かる側、これはアンケートによりまして、そういう事例のときには預けたいと、利用したいという方は把握ある程度できましたので、逆に今度はそのサービスを提供するよという側の、預かる側の関係はどうなのかというようなことからいけば、やはり預かる側の会員、こういった方々の資格を有している、有していないという問題もありますけれども、やはりその人らをやはり確保するということがまず第一だと思いますし、それから今度はそういう先ほど申し上げました課題、

これらについても整理をしていくということでもあります。いずれにいたしましても、預かるよと、いいよという提供する会員がどれほどいらっしゃるのか、その辺やっぱり把握しなければならないと思っています。そういう把握の後に、導入に向けて細かな部分も整理しながら導入していきたいというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましても、前期の中でぜひ目標としては設定したと。そしてまた、後期について引き続いて設定しているという状況ですから、これについてはやはり市民の方の利用の意向も踏まえますと、そう長い時間検討するというのではなくて、やはりできるものからやっぱり調査、そして整備をしまして、何とか利用者のそういったご希望にこたえるように市として基盤を整備していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、もう一点、子宮がんの、頸がんのワクチンの関係でございませけれども、まずこれについても道のほうにもいろいろ現状どうなっているのだというお話をしたときに、北海道のほうも新聞では例えば幌加内町がというお話もありましたけれども、22年の新年度の予算に向けてやりたいのだというところは6カ所であるということで、まだまだ予算の議決もない中では細かな話はできませんということでありましたけれども、恐らく現在は町村のみなのでありますけれども、なかなか大都市ということになりますと、これまた対象者も多いというようなことから、財政的な問題とか、いろんなことがあるとは思いますが、いずれにしても近隣市、道内各市の22年以降のそういった取り組み、そういったこともやはりいろいろ情報としては把握しなければならぬだろうなというふうに考えておりますけれども、現段階でやはりこういった地域に限った対策ではございませないので、国に向けて北海道市長会を通じながらやはり国に要望を上げていくという中では、全国要望の中でも当然その省庁ごとにそういった要望の取りまとめをしておりますので、厚生労働省に対してそういった、こういった開発されたワクチンについて、国における公費助成ということで要望を出していきたいというふうに考えております。

また、最後のご質問の中で、そういった子宮頸がんのがん検診の中で、そういったワクチンについてもそういう検査できますよというようなPR、市民の皆様に対する周知でありますけれども、これは広報すなわで健康づくりなり、あるいは保健衛生の向上なりということで、機会あるごとにいろいろPRを含めて広報しておりますけれども、そういった中で当然がん検診、これらについても特集的に出す機会がございますので、これらの広報の際にそういった従来の子宮がん検診、これは細胞診であるけれども、ご希望によってはそういったワクチンの検査もできますというようなPRは当然行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、既に通告してありますように大きく3点について市の見解を伺います。

大きな1点目は、法教育の早期実施と準備についてであります。100年ぶりの大改正

と言われる司法制度改革が近年実施され、国民の司法参加を促す環境が整備されてきました。司法制度改革の中では、今後ますます能動的な国民の司法参加が求められると同時に、若年からの司法教育の充実が急務であると掲げられています。このような動きを受け、平成23年度以降に実施される新学習指導要領においては、具体的な法を取り出しての教育については直接的に触れてはいませんが、これまでの日本国憲法を中心とした教育から、より幅広い法的な思考を身につけさせるための法教育の導入がうたわれています。時代のニーズと環境に適した教育を実施するために、自治体によっては地元の裁判所などの司法機関や法曹養成機関と協力し、小中学校における法教育について新学習指導要領の実施時期にかかわらず独自に先行実施などを行っている例もありますが、従来の学校教育とは異なった面を持つ法教育について、砂川市においてもその準備と早期実施に向けて、関係機関との連携を模索すべきと考えますが、その考えについて伺います。

次に、大きな2点目、医療の質向上などを目的とした、死後画像診断検査と呼ばれるオートプシーイメージング検査の導入と専門部開設についてであります。亡くなられた方がどのような医療行為や病気で亡くなられたのか、解剖によらずとも死後画像診断検査を通じた死因究明、病態把握検査体制の構築に向けての機運が中央で高まっており、現在厚生労働省などの専門的な会合の中で議論されています。このような検査体制を構築できる病院が全国の国公立、民間を含めても少ないことから、地理的、人員、設備的などさまざまな要件を通して、要件から判断すると、十分その機能をたえ得るだけの力を持っている砂川市立病院においても新病院開院後既存のコンピューター断層撮影、いわゆるCTや核磁気共鳴画像法、いわゆるMRIを活用した死後画像診断、いわゆるAIの導入も検討していく時期に入ってくると考えられますが、その検査体制の導入と専門部開設の考えについて伺います。

最後に、大きな3点目、地方分権時代における公募型住民参加のあり方と、職員の政策行動、政策法務能力の開発についてであります。地方分権時代の到来により各自治体が住民のニーズを的確にとらえて主体的に政策形成を行い、住民ニーズに沿った政策の実現に向けて取り組んでいくことがますます強く求められています。そのような環境にあって、これからの自治体職員は政策を論議し、目標を定めて、優先順位を明らかにすると同時に、その根拠となる条例や規則などの整備、解釈を担当職員にだけ任せるものではなく、どこの部署にいても各自が要求される能力でありますから、その能力開発についても受動的から能動的にならなければなりません。あわせて、自治体職員だけが意識改革や能力開発をするだけでなく、地域を活性化するには地域住民が積極的に行政の施策などについて興味、関心を持ち、各種の公募委員などに積極的に参加することも大切です。しかしながら、一部の大都市を除き、一般的な住民参加型の公募は低調と聞いております。

そこで、以下の点について順次伺います。(1)として、各種審議会委員などの市民公募をする際に、他自治体が実施しているように住民基本台帳名簿から無作為抽出する方法

により公募に応募してもらうようにする取り組みを導入することについてどう考えるか。

(2)として、市長の市政執行方針という大枠から外れずに、それぞれの部長が市政執行方針で定められている各部での事業についての概説やタイムスケジュール的なものを部長マニフェストとして掲げることについてと、各部長にある程度の予算を配分し、簡易で細やかな事業については理事者に諮らずとも各部長の裁量で支出できる予算を配分することについてどう考えるか。

(3)として、職員研修における政策法務研修体制を旧来の外部派遣型から内部での自主的な研修取り組みが活発になるように啓発活動を行うとともに、各種検定等の職場における導入の検討や、小規模自治体単独では無理なことも広域で連携することによって可能となる業務もあると考えられることから、他自治体との法令、判例調査研究における連携の考え方や政策法務人材育成の方法についてどう考えるか。

以上のことをお伺いして、初回の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 (登壇) ご質問のありました大きな1、小中学校における法教育、司法教育の早期実施と準備についてご答弁申し上げます。

学校における司法教育の充実につきましては、国の司法制度改革の中でその重要性が指摘されているところであり、平成15年3月の教育振興基本計画に係る中央教育審議会の答申の中でも、具体的な政策目標等の例として、学校における司法教育の充実を図り、すべての子供に自由で公正な社会の責任ある形成者としての資質を育てるという項目を掲げております。また、平成20年3月に告示されました小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、法教育、司法教育という直接的な表現での記述はされていないところではありますが、新しい学習指導要領への移行に合わせた法教育、司法教育の充実に向けた取り組みについて申し上げますと、法に関する内容につきましては現行の学習指導要領の中でも扱われており、特に中学校の公民的分野において法に基づく公正な裁判の保障について理解することを目的とした授業が展開されてきたところであり、決まりやルール、あるいは公正、公平という観点で見ますと、学校教育では社会科にとどまらず、生活科、保健体育、特別活動、道徳等においても取り扱われているところでございます。新しい学習指導要領においては、例えば小学校3、4年生で身近な地域についての学習を進めるに当たって、地域の社会生活を営む上で大切な法や決まりについて扱うものとする新たに規定し、法や自分たちが決めた決まりを守ることが地域の健康な生活や良好な生活環境の維持向上を図る上で大切であることに気づかせることが必要であるとしております。また、小学校6年生での政治や憲法の学習では、国民の司法参加について扱うよう新たに規定され、国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民のかかわりについて関心を持つことをそのねらいとしております。さらに、中学校社会科の公民的分野においては、現行と同様、法に基づく公正な裁判の保障について扱うこととなってお

り、新たに国民の権利を守り、社会の秩序を維持するためという文言が付加され、なぜ法の規定や制度があるのかを理解することが重要であるとされているなど、新しい学習指導要領では社会の変化に対応した法に関する学習内容が盛り込まれているところがございます。また、教科の学習を進めるに当たって、その基本となる教科書につきましては、学習指導要領の内容を遺漏なく適切に履修するために、新しい学習指導要領の完全実施に合わせまして全面改訂される予定であります。このことから、各学校におきましては、新しい学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒が法や司法制度の仕組みや内容を知り、その基礎にある法的な物の考え方を理解し、自分たちの身の回りで起こるさまざまな問題についてみずから主体的に考え、公正に判断し、行動できる力を身につけることができるよう、学習指導要領の完全実施に向け、教材研究や授業改善等について調査研究を進めているところであります。

なお、ご質問の法の分野における専門家や専門機関との連携による準備や授業への活用については、現段階においてその必要性について各学校からの要望や道内において先進的に取り組まれている事例もないとのことから取り組む予定はございませんが、今後においては生徒が興味、関心を持って学習に取り組むなど学習効果を高めるための学習手段、学習形態の一つとしては有効であると考えておりますので、学習内容によりどのような手段、形態を選択するかなど学習状況や児童生徒の実態を踏まえ、さらに学校や地域の特性を生かしながら適切に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな2、医療の質向上などを目的とした死後画像診断、オートプシーイメージング検査の導入と専門部開設についてご答弁申し上げます。

ご質問の死後画像診断とは、コンピューター断層撮影CTや核磁気共鳴画像法MRIなどによって撮影された死後画像により死体にどのような病態が生じているかを診断することによりまして、死亡時の病態把握や死因の究明などを行うシステムであります。ご指摘のように死亡時における医学的な検索といたしましては病理解剖、司法解剖、行政解剖の3種類の解剖がございますが、解剖資格を持つ医師不足等によりまして、極めて低い解剖率にとどまっているのが現状であり、課題となっております。そのようなことから、一つの方法といたしまして、解剖に比較し、人的負担や経済的負担の少ない死後画像診断を行うことにより解剖が必要かの判断をし、必要と判断した場合には解剖の目的が一層明確化するとともに、次のステップといたしまして、画像診断や病理診断等を行うことにより死亡時の病態を正確に診断することが可能と言われております。ただし、この診断ではCTやMRIなどにより撮影された遺体画像を読影できる放射線診断医などの専門医が必要となりますが、昨年12月にはインターネット経由で読影業務を行う財団法人が設立される

など、その活用も広がっております。近年正確な死因の診断は公衆衛生の向上、治療効果の判定評価、遺族などの適切な諸権利の行使、隠された犯罪発見などにつながるなどの効果から、社会的にも死因究明に向けた機運がさらに高まっております。このような中、現在厚生労働省や関係学会におきまして、専門的な議論等が進められておりますので、それらの状況を踏まえた上、当院における対応を検討すべきと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから大きな3の1、各種審議会委員などの市民公募の際に住民基本台帳名簿から無作為抽出する公募方法の導入についてお答えをいたします。

砂川市における附属機関等への公募委員の選任につきましては、行政執行により多くの市民の意見を反映させるため、特に専門性が必要な機関、特定の個人や団体に関して審議等を行う機関及び行政処分に関する審議等を行う機関等を除いた廃棄物減量等推進審議会、総合計画審議会、福祉施設整備審議会、行政改革推進委員会、老人保健医療福祉推進協議会、施設管理運営に関する審議会、生活安全推進委員会の7機関に公募委員枠を設けております。公募委員の定数につきましては、附属機関等の委員の定数を原則10人程度、また所掌事務の範囲の広い附属機関については20人程度としており、それらの定数の30%程度となるように努めているところであり、公募委員枠を設けております7機関の委員定数75人に対し、19人の方々に公募委員をお願いしているところであります。公募委員の募集方法につきましては、市広報紙に募集記事を掲載し、応募された方から提出のあった各種委員会選考申込書にて総務部長及び附属機関の所管する部課長の合議により書類選考させていただいております。議員ご指摘の無作為抽出方法による公募委員の選任については、より多くのさまざまな市民意見を反映させることができるとともに、市民の市政参加意識を助長する手法として一部の自治体で導入されております。既に導入されている自治体の事例を見ますと、公募による委員と無作為抽出による公募委員の双方併用による選任やまちづくり全般に係る委員会、検討会で導入されており、いずれも公募委員定数が10人以上の委員会等へ導入されているところであります。砂川市で公募枠を設けている附属機関等の多くは委員定数を10人程度としており、そのうちの30%程度、2人から3人が公募委員定数となっておりますので、無作為抽出方法による公募委員の選任を導入した場合、率先して意見を持ち、市政参加の志を持っている市民の参加機会が失われることも考えられるところでありますが、市民が積極的に市の施策に興味や関心を持ち、市政に参画する意識の高揚を図ることは、今後のまちづくりにおいて大変重要なことでもありますので、さらに新たな市民の参画を促す公募の手法等について検討してまいりたく考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、（２）、部長マニフェストを掲げることと各部長への予算の配分についてお答え

をいたします。初めに、部長マニフェストについてであります。部長マニフェストにつきましては、既に導入されている自治体がありますが、内容につきましては市政執行方針に沿って各部が取り組むテーマについて各部長がどのように取り組むかを目標を設定するなどして市民に明らかにするとともに、やり遂げることを市長と約束するものと考えられているところであります。また、目的につきましては、重点的に取り組むテーマについて市民にわかりやすく説明する、各部長の責任の明確化、組織のマネジメント意識の向上などが考えられます。現状におきまして、各部で取り組む事業などにつきましては、市長と各部長が共通理解のもと各部長の責任により進められているものであり、マネジメント意識の向上の観点から見ますと、一つのツールであると考えられるものであります。現在策定中の第6期総合計画におきましては各種指標を設定し、各課が進行管理をすることとしておりますので、既にマネジメント意識の醸成が必要とされているところでもあります。なお、市民の皆様に対する情報提供の手法などにつきましては、地方分権による権限移譲などにより、今後はさらに地域のことは地域で決定することが求められ、市政に対する市民の皆様の理解が必要となりますので、検討していかなければならないと考えているところであります。次に、各部長に対する予算の配分についてであります。予算編成につきましては予算の編成及び執行に関する規則に基づき行われており、現状におきましても予算編成方針において、限られた財源の中ではあります。創意工夫をした新たな事業の取り組みを認めているところであります。予算要求に対しましては、市長の査定を受けることにはなりますが、各部長が必要であると判断したものについて予算要求が行われております。新たな形として各部長に別枠として予算の配分を行うことは、新たな取り組みに対する動機づけになることも考えられますが、現状におきましても予算に対する各部長の意見反映は十分に行われていると考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、(3)、職員研修における内部での自主的な取り組み、各種検定等の導入、他自治体との法令、判例調査研究の連携についてお答えをいたします。昨今自己決定、自己責任のもとで行政運営を求められる地域主権の進展を初め、社会情勢の目覚ましい変化や多様化、高度化する市民ニーズに対応した行政サービスの質の向上がより一層求められる中、職員一人一人の意識改革、能力開発は非常に重要であると考えております。砂川市では、砂川市職員研修規定に基づき、毎年度職員研修計画を策定し、役職に応じた基本研修として採用後の経過年数別に初級職員研修、中級職員研修、上級職員研修を実施しているところであり、特別研修としては専門的見地から北海道市町村職員研修センター、市町村職員中央研修所、自治大学校に職員を派遣し、知識の習得や実践的な業務遂行能力の向上に努めているところであります。議員ご質問の自主的な研修取り組みが活発になるような啓発活動につきましては、現在職員の自主研修のために北海道市町村職員研修センターにおける研修カリキュラムの中で職員みずからスキルアップにつながる受講の希望があった

場合に対応するための研修費用を予算計上しているところであり、また北海道市町村職員福祉協会が自己啓発支援助成事業として行っている職員の研修費用の助成制度も活用しながら、今後とも職員個々の知識の向上を図るための自主研修への積極的な参加を呼びかけてまいります。各種検定等の職場における導入の検討につきましては、各種検定等を受検することにより現状の能力を客観的にとらえることができるとともに、研修後における効果測定的要素があるため、結果的に職員の能力の向上につながるものと考えておりますので、職員の受検要望等を見きわめながら対応してまいります。また、他自治体との法令、判例の調査研究についての連携の考え方につきましては、他自治体との連携によりさまざまな意見、考え方を共有し、職員間において研さんし合うことにより政策立案能力及び業務執行能力の向上が図られるものと考えており、これまでも中空知広域市町村圏組合で開催している職員研修に多数参加しておりますので、引き続き参加をしていくとともに、研修内容についても政策法務に係るメニューを要望してまいります。今後とも地域のことは地域に住む住民が責任を持って決定する地域主権の考え方を踏まえ、職員一人一人が自己研さんし、新たな発想で市民が望むまちづくりに取り組まなければならない地方分権時代に的確に対応するための政策形成能力、柔軟に対応できる想像性、問題解決能力の向上を図ることに重点を置き、従来の法律解釈などの法令処理能力のみならず政策を実現させるための政策法務能力の向上に努めてまいりたく考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質問に入りますけれども、まず順を追って、教育委員会のほうからまいります。

先ほどいろいろと平成23年度以降の状況ですとか、近隣の状況等をいろいろとご答弁していただきましたけれども、当然先ほどの教育長の教育行政の執行方針の中でも触れられていたように平成23年度から小学校の新しい学習指導要領が実施されまして、平成24年度から中学校のほうの実施ということになります。それで、私も1回目の質問の中で言いましたけれども、非常に今どのテレビ番組とか、いろんな書籍ですとか、そういったものにも法律といったものが身近に感じてきている。昔は、以前はちょっと敷居が高かったのですが、いろんな最近ではテレビなんかでも気軽に取り上げられたり、若い人なんかでも結構関心があると。それと同時に、やはり子供たちというのは、ある意味まだ判断能力が乏しいところがあるわけです。そういった子供たちに権利ばかりを教えるのではなく、権利の裏にはきちんと義務があるということも教えていかなければならないと。これは、国民の司法参加ということであれば、これから裁判員制度というものも始まりました。そういった中でやはり若いうちからしっかりと法教育をしていかなければならないと。これは、司法の側もそうですし、教育界のほうも同じ認識を持っているのだらうなというふうに思っております。それで、私が先ほど先行している自治体ということも述べましたけれども、

これは平成22年度、ことしの4月、ことしの4月から京都市が市内179校小学校すべてと75校の中学校すべてに先行実施というような形で、地元の裁判所ですとか、弁護士会ですとか、その他もろもろ大学とか、そういった関係機関と協力をしながらですね、そんな専門的な話はもちろんしません、小中学生ですから。しませんけれども、子供たちも今インターネットをやったり、携帯電話を使ったりとかして、いろんな消費者トラブルに巻き込まれる可能性も秘めています。これがいじめの温床につながる可能性もあるわけですし、先ほども申しましたように子供の権利ばかりではなく、権利の裏には義務がある、社会を、社会生活を営む上ではしっかりとしたルールを学んでいかなければならないといったことを含めて、そういう専門家を各学校に、これは京都市が独自でやっていますから、予算についてはまだこれから詰めるというようなお話もありましたけれども、先行実施という形で、学習指導要領にかかわらず、そういった教育の大切さで実施していくことなのです。

先ほど答弁の中では、道内で今のところは実施しているところもないし、その必要性がどうなのだというお話もありましたけれども、必要性という点に関しては多分これは直接的には学習指導要領に法教育と書いていなくても、国民の司法参加の一環として子供たちにきちとした法教育を施すようなことは書かれていますので、これは必要性は十分あると思うのですが、私はほかの自治体もさることながら、砂川市としての教育、砂川市教育委員会としての取り組みとして、できましたらやはり早いうちからこういった教育というのは必ず必要なものですから。実際に話し合いをした過程の中で、裁判所ですとか、検察庁ですとか、弁護士会が協力してくれるかどうかはわかりません。ですが、今全く話し合いもしていない状況ですから、そういったことはいざ学校に先生を派遣してくれるのか、それとも講演会形式で、例えば市内に小学校、中学校全部で7校ありますけれども、そういった生徒さんを集めた講演会という形でもいいと思います。とにかく何がしかの、来年度から新しい学習指導要領は実行されるわけですから、何がしかのやはりそういった手当てというものは考えていくべきではないかなというふうに思っておりますので、ほかの自治体のことはわかりますけれども、砂川市教育委員会としてやはり新学習指導要領にのつとるといふか、それは義務的なものですから従わなければいけませんけれども、それに先んじてやはり砂川市の子供たちの教育のために特色ある教育を出してほしいと思っています。ですので、先ほどは今考えはないと言っていましたけれども、多分それは直接的に学校現場に専門家が行ってのお話だというふうに思うのですけれども、そうではなくて、とりあえずは法にかかわるものところに子供たちが接するということであってもいいわけですから、講演会みたいな形式でもいいです。そういったようとりあえず司法機関とか関係機関に投げかけをして、協議していく。いきなり向こうのほうも学習指導要領にのっかりましたから協力してくださいと平成23年度以降に言われても、それはなかなかびっくりしてしまうのかなというところもありますから、その下準備としてもそういう投げ

かけを砂川市として独自にやられる考えはないかということをお伺いしたいと思えます。

それから、2点目のオートプシーイメージングという、死亡時画像病理診断とか、いろんな、まだ用語は確定していませんけれども、これは今回取り上げたというのは非常に思いつきとか、そういうことではなくて、現在中央のほうで余りにも医療事故とか医療紛争がふえているものですから、死因の究明や、さらには患者さんに対する死者の権利ということです。今までは生きた人の権利が重視されてきましたけれども、死因を究明する過程の中できちっとした治療が行われて、きちっとした納得のいく死因が遺族の皆さんとかに説明できるのかといったことと、あわせて日本は残念ながら先進諸国の中では解剖率というものが非常に低いのです。死んだ人を切り刻むのは、心情的に忍びないといったような感覚もあると思えます。ですが、このAIという新しいシステムは、別に医療機器として新しいものを導入するという話ではないのです。既存のCTですとか、MRIですとか、そういったものを活用して、なおかつ放射線科医と病理科医がいる施設であれば十分可能なことになってくるわけです。現在中央のほうで、厚生労働省と警察庁のほうでいろんな専門部会をつくって議論しておりますし、国会議員の中でも超党派の議員さんが死因究明法案を、3回目の提出になるのかと思えますけれども、提出しようという動きもあります。

それで、当然まだ予算措置がはっきりとしていませんが、なぜこのAIを砂川市立病院に開設したらどうだろうという投げかけをしたかといいますと、これは事あるごとに小松院長ですとか、菊谷市長もそうですけれども、砂川市立病院というのは高度医療に特化した病院にしていこうと、それを中心とした病院にしていこうという話があちこちで出ています。このAIを実施している病院というの、これから砂川市はまさに救命の関係で新しい科を新設するという動きのある中で、3次医療とか2.5次医療とかやっている病院がこのAIを同時に設置する例がふえてきています。それはなぜかという、そういう高度医療や救急救命医療を担うとすれば、当然表現は悪いですが、リスクの高い患者さんが運ばれてくる。リスクの高い患者さんが運ばれてきて、医療紛争とか医療事故に巻き込まれる危険性がある。当然医療紛争、医事紛争が発生すれば、萎縮医療が起きるのではないかという懸念もありまして、非常に慎重に医療側もなっております、そういった病院には大体病理医や、それから放射線科医がいますし、CT、MRIなどの医療機器も整っていますので、そこで実際には活用されているということなのです。現在は予算措置がありませんから、予算の負担については各病院まちまちでありますけれども、これが今後今中央の動向によりましては予算措置がきちっとされて、場合によっては、表現悪いですが、新たな病院にとっての収益確保になる可能性もあるということです。というのは、砂川市立病院にセカンドオピニオン外来がありますけれども、セカンドオピニオンの一環として、それでこういったご遺体をCTなどを通して診断できる病院というのが、先ほど

も繰り返して言いますが、数が限られているものですから、よその病院の診断結果に不満のある遺族さんが、今までは解剖という手段ではなかなかご遺体に傷をつけるものですからなかなか抵抗があったり、実際火葬されてしまうと証拠は一切残らないわけです。それが専門医がいて、専門機器のある病院によって、そこできちっとした証拠を残すことができる。それは、それで新たな病院の収益として確保できる可能性があるということなのです。

ですので、これは現在中央のほうで議論されていることですから、まだ今の段階でやってしまうと、なかなか砂川市立病院の持ち出しのほうが大きくなるのかなというふうには思っておりますが、そういった新しい診療科ではありませんけれども、そういったことも考えていかなければ、当然患者さんの数をこれからうわっとふやして医業収益を上げようということは多分不可能に近いと思います、空知のこの域内の人口も減ってきていますので。かといって……ですから、新しい診療科をつくったとしても、なかなかそこにかかってくれる患者さんというのは、生きている患者さんでは難しいのかな。とすれば、また別の発想を、発想をちょっと転換しまして、こういったお亡くなりになった方を対象にしたもので医業収益を確保できる算段がつくれないうかといったことも含めて、今回このようなお話をしているわけです。それは、たまたま今中央のほうでそういう風が流れているということもありますし、またうちの病院に現在派遣されているお医者さんが札幌医大から病理医のお医者さん派遣されていますけれども、道内でこのAIのシステムを導入しているところは札幌医科大学なのです。ですので、将来的にはこういったAIを使える施設にお医者さんを集約化する可能性も十分出てくるわけです。そうなったときにうちの病院の受け入れの体制等もありますけれども、いち早くこういったものの情報収集ですとか、お医者さんの確保もさることながら、医療機器は通常の医療機器でも構いません、CT、MRIであれば。お医者さんの確保ですとか、その他いろいろとそれに付随する御遺体の搬送とか、いろんな処理の仕方とか、いろいろあるのでしょうかけれども、そういったことも今の段階から研究されてはいかがかなという投げかけなのです。

先ほども申しましたようにこれからうちの病院ますます2.5次医療まで力を入れて、非常に重篤な患者さんを搬送してくるということになるのですが、今までどうしても人の死という負。負というのは、マイナスということです。負としてとらえられていたのですが、そうではなくて、きちっと病態ですとか、そういったことをご遺族の方に説明することのほうが病院の信頼感と、病院がすごく丁寧にしてくれたといったことで、病院の付加価値にもなると思うのです。ですので、今の段階では海とも山ともつかない話かもしれませんが、ただ明らかに中央のほうでの動きがあるものですから、その辺について情報収集をしてもらいたいですし、事あるごとに院内でもいいのですけれども、院内、院外問わず、やはりそういった何がしかの新しいことをしていかなければという意識は皆さんお持ちだと思います。お持ちだと思いますけれども、それをどういった形で具体的に新し

いものを導入していくかといったときに、1つとしてこういったものがあるよといったことも今の段階から意識形成を図っていただきたいなというふうに思うのですが、その辺の考えについて再質問としてお伺いしたいと思います。

それから最後に、総務の関係でありますけれども、まず住民参加のほうの話であります。先ほど答弁にもありましたように砂川市現在7つの審議会の委員さんが、公募の委員さんが選ばれる委員、審議会があると思うのですが、非常にこの応募状況を見ますと、純粹に公募として応募されてくる方の数というのは、例えば定数が2のところには2人であったり、1人のところには1人であったり、あとは小さなまちですから、どうしても出てくる方が顔ぶれが同じような方で固まってしまうといったこともあるのです。これを無作為抽出にして、導入して、例えば総合計画なり、そういったいろんな審議会に多様な声を反映させようという目的で無作為抽出を導入したところに長野県の須坂市というところがあるのですが、ここもそれほど大きなまちではないと思いますけれども、一番の目的はやはり顔ぶれの固定化を回避するということなのです。どうしても小さなまちであると、役職につく方とか、団体の方とか、それから企業の方、それから学識のある方、大体固定化してきます。固定化してくると、多様な民意を反映させようと、例えば総合計画でもいいですけども、そういったものに反映させようとしたときに、やはり同じような人たちの意見がずっと通ってしまう。ところが、無作為抽出を新たに導入したところによれば、意外と皆さんまだ行政に敷居の高さを感じていて、こちらから投げかけてみたら、ではやってみようかなという方も結構出てくるというのが先行実施されている自治体からお聞きした話ではそういう話があったのです。それで、先行実施している自治体の個人情報との兼ね合いで一体どうなのだろうと調べてみました。個人情報保護条例というのがどこの自治体も今あると思うのですけれども、大体、大体というか、無作為抽出している自治体と砂川市の条例と一字一句違うところはありません。ですので、やろうと思えばできるでしょうけれども、その辺は運営の問題だと思います。先ほど答弁では非常に慎重な答弁でありましたけれども、ただこれからの時代、地方分権だといって、役所だけが変わるのであっては当然いけないわけで、住民の多様な声、我々議会議員一人一人もそうですけれども、それ以外に住民が直接やはりいろんな審議会の場面で意見を述べる場というのは、もっともっと開かれていないといけないと思うのです。小さなまちだから、いつもの、いつもの人に別にお願しているわけではないけれども、ふたをあけてみたら大体同じ人に固まってしまうというのは、それは決して多様な人の声を反映しているわけではありませんので、その辺の運営の仕方ですけれども、工夫の取り組みについては再度いろいろと内部で検討していただきたいなというふうに思うのですが、この辺についての運営上の考えについて再質問としてお伺いしたいと思います。

それから、2番、3番は関連しているので、一括してお伺いしますけれども、部長マニフェストといえばちょっと大げさに感じるかもしれませんが、先ほど答弁でもありました

ように部長マニフェストとはいっても、導入している自治体はあくまでもその有権者に選ばれた市長の市政執行方針、その市政執行方針の枠組みからは一切外れることなく、一切外れることなく部長が各自治体の……何というのですかね。各施策等についてきちんと住民に公表をすると。公表するというのは数値目標を順序立てて、それで今の進捗状況ですとか、要は市から今までお知らせという形をより原課の責任者が市民に見える形で各事業の進捗状況やどうなっているのだといったようなことを公表していくのです。そうすることによって、住民が今砂川市が何を施行していて、どういった進捗状況で流れているのかというのをはっきりとした形で見ることができるわけです。それに伴って、予算編成の話もしましたけれども、これは予算をただ単におろすということではなくて、質問の上段についているように地方分権時代ですから、職員一人一人がいろんな意識を持っていかないといけない。そうなったときに管理職も当然行政マネジメント、経営のあり方ということを考えていかないといけないのです。もちろん市長がトップにいて、それで各原課の部長さんがいます。市長の方針に従って、いろいろなことを手足、手足という言い方は失礼ですけども、それに従っていろいろと事業を遂行していくわけなのですけれども、その一方で各部長さん、原課のトップ、原課のトップにいる方はやはり住民と一番多く接する機会がある、特に砂川市のような小さな自治体ですと窓口からそんなにも離れていませんし。そうすると、原課の中の若手の職員、中堅職員等がいろいろなことをやりたいと言い出したときに一つ一つが、すべてが、それが上に上がっていくのではなくて、機動的に住民のニーズに対応できるような仕方があったほうがいいと思うのです。実際にこれを導入している福井県のあわら市というところでありますけれども、ここも目的は要は今まで予算要求する部長から、予算要求する原課から、査定する部長になってほしいと、行政の一員としてだけではなくて、やはり行政全体の経営感覚や、それから健全な行政運営と住民サービスの向上に資するようなことを、能力をスキルアップとして使ってほしいといった思いで始まったことなのです。まさに今の政権が進めるような地域主権ですとか、それから以前からも言われていた地方分権が進められると、本当今までは国頼りの通達行政ですとか、それから何かわからないことがあれば国にお伺いを立てればよかったのかもしれませんが、今度は自分たちの責任において職員も含めて一人一人が新しいこと、住民ニーズを的確にとらえて、先例にとられないことを考えていかなければならないわけです。ですので、そういった職員一人一人の意識改革と我々簡単に言いますが、今までずっと日常的な業務をやってきている方が意識を改革するというのは、裏を返せば、それは信念を変えることにもつながりかねないので、本当我々外から言うのではなくて、一人一人の職員が中からやっぱり変えていこう、時代は変わったということを認識されていないと、これからはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

それで、一番最後のほうで政策法務の話もしましたけれども、これもすべてつながっていて、結局行政の施策をするためにはその根拠となるものが重要です。もちろんその根拠

になるものは最終的には法律なのでしょうけれども、法律ではなくて、地方自治体の場合には条例や規則、要綱、さまざまなものがあります。砂川市ぐらいの規模になってくると、法制をプロパーでやっている方の数というのも少ないでしょうし、そうでは、1人に、1人とか2人に任せるのではなくて、一人一人が各原課でもいろんな政策を立案して、いろんな法解釈をして、いろんな条例を起案、立案できるような、そういったようなことをしていかなければ、職員の数も増員、大幅に増員するということもできません。できませんので、本当そういった研さんの場を積む機会というのは今インターネット等でもありますし、いろんな機会があると思うのです。いろんな研修もありますけれども、またはその中にはいろんな検定試験等もあります。それが一つの動機づけ、モチベーションの向上につながるのであれば、それはぜひとも職員……職員ではない。市の内部でいろいろといろんな世代を通じて、いろんな役職を隔てなく協議して、お互い皆さん砂川市民ですから、砂川市がつぶれてはいけないわけです。ですので、砂川市がつぶれないようにするために、それから言葉は陳腐化ですけれども、ますます発展するようなことも考えていかなければいけない。ずっと今までと同じ感覚で、今の落ち込みさえ少なく、小さくするような形で維持していればいいのだといっても、落ち込みには変わりないのです。現状維持を幾ら続けたところで現状維持以上のものはないですし、これからますます地域の経済とかも疲弊していく可能性がある、経済的なパイが小さくなっていく。そうなったときに新たな産業興そうとか、新たな例えば企業を誘致しようということについてもそうなのですから、やはり職員一人一人が地元のまちに合ったニーズといったことを考えていかなければいけないのです。今まではこういうことやっても多分この法律があるからだめと、こういうことをやってみたら多分こういう部分にひっかかってだめだろうとかではなくて、そのひっかかっているものをどうやったらクリアできるのだ、そういったこともやっぱり考えていかなければいけないと思うのですけれども、そういったことも含めてきちっとした、きちっとした組織までにはつくる必要はないのですが、やはり今後の職員一人一人が本当の意味で意識を改革して、力を発揮できるような体制づくりということも考えていかなければいけないと思うのですが、その点について再質問としてお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 再質問ということで、市としての、委員会としての独自の取り組みの考え方ということでございます。

委員会といたしましては、今回の司法制度改革も含めて、学習指導要領の中でそれぞれ法に対する理解を深めるといった視点で、それで指導要領が改訂されたという内容につきましては、それぞれ1回目のご答弁でも申し上げてございます。基本的に今回の指導要領の中では、法教育のみならず、それぞれ各教科にわたって授業内容等が充実をされてきてございます。法にかかわる部分につきましては、1回目でも答弁しておりますけれども、自分たちの身の回りで起きるさまざまな問題についてみずから主体的に考え、公正に判断

して行動できる力を身につけるということが肝要だと、そのように考えております。移行措置にかかわっては、各学校でも担当者も含めて告示されて以降平成20年度に学習指導要領の移行措置についてそれぞれ当市独自の移行措置資料を作成してございます。そんな中でもいろいろ教科にわたってそれぞれ議論をされてございますけれども、その中でも今回の外部の専門的な人材の活用といった部分のところについては、各学校からも現状の中では要望が出てきておりません。ただ、新学習指導要領の中では、社会科の授業を進めるに当たってはさまざまな資料、データ、そういったものを活用した授業展開というものが必要とされております。また、わかりやすい授業といった意味では、外部人材の活用も含めて有効な、そういった手段であるというように考えておりますので、今後それぞれ新しい教科書が本年度、平成22年度には全面改訂されることとなりますけれども、その教科書の内容を含めて履修内容をしっかり確認をした中で進める上で学校のほうからそれぞれ要望があれば、そういった部分にはしっかりとこたえていきたいということで考えてございます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 死後画像診断の、対する今後の考え方というご質問でありますけれども、この死後画像診断の部分につきましては、厚生労働省における医療安全調査会においてもいろいろと論議があるようでございます。現状では、病死に対する病理解剖の実施率はわずか2%にすぎず、それから死因究明制度の創設を目指すものはいかなるものかという議論もあります。また、全国の各大学における法医学教室においても80カ所程度で、医師数も平均で1.8人というような状況で、解剖に対する整備は不十分な状況にあります。このような状況下から死後の画像診断撮影に目が向けられたと思えますけれども、この死後の画像診断につきましては厚生労働省や関連学会での指針を見きわめながら、医療の領域として現に在職する各医師や病院等の意見を含め、医療体制の整備を進めていかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 それでは、私のほうから、3点ほど質問がございましたので、お答え申し上げます。

非常に難しい問題でちょっと悩んでいるのですが、まず1点目の市民公募の無作為抽出ですか、これについては抽出する方法は電算ですぐできますので、処理上の問題点は一切ございません。ただ、今いきなりすぐな話ではないと思うのですが、無作為抽出でいきなり市民を公募ということにはなかなかならないのではないかなと。もう少し協働なり市民参画の考え方が浸透するような施策を行って、その後に無作為抽出というような方法がくるものだというふうに考えていますので、もう少し協働なり市民参加の施策を進めて、市民がそういうような機運が上がるのを待ってみたいというふうに考えておりま

す。

それから、2点目の部長マニフェストの関係でございますけれども、砂川市の予算編成についてはそれぞれ係、係長、部長、課長、部長と経て、それぞれ予算編成、最後は市長の査定を受けるという中から決定されてきているところでございます、その後予算の結果を経て執行方針が成り立ってくるというものでございます。すべて一体の中で、それぞれ原課の発想のもとに、市長の考えも入れながら決めてきているということは理解を願いたいというふうに思いますけれども、議員の言われる各部長が進行管理なり、情報の公開というようなこと言われましたけれども、確かに砂川市情報の公開がそれぞれ原課のホームページでやられていますけれども、一般の人にすぐわかりやすく公表されているかという、なかなかそうでないというのもございまして、今内部的にはその公表のあり方というのは検討してございまして、例えば箕面市では予算が決定されて、議会で議決を得た以降については、その予算の内容なり、いろいろな情報については各部長がそれぞれの所管について公表しているという例もございまして、情報の方法についてはもう少しいろいろ検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、3点目の政策法務の関係でございます。我々も非常に悩んでいるところでございますけれども、余り法律に入り過ぎてしまうと、非常に冷たい行政になってしまうと。なかなか議員言われるのはそういう意味ではないと思うのですけれども、法務能力、ある程度の法務能力は必要でございますけれども、我々が今目指しているのは一定基準以上の法務能力と、さらに行政法的な発想をいかに職員に持たすかと。例えば地方税法の22条では、税務課職員は守秘義務がございまして、税情報については漏らしてはならないと。これは、従来は通達が総務省のほうから来てございまして、がちがちでございましたけれども、地方分権の中では、それは通達は消えてしまったと、後は市町村が自由に考えなさいという中では、その法律の守秘義務の中身と例えば住民福祉の中身、それとの整合性をいかにどう図っていくかと。その辺は、それぞれの自治体の能力が問われるということで、自治体単独でできなければ、広域的に北海道なら北海道の中で統一的な指針をとるとか、そんなような方法は共同でやっていかなければならないだろうということ、我々が目指しているのはやはり法律の基礎知識を持ちながら行政法的な発想をいかに持ってもらうかということを考えて、議員言われるようにいろんな方策をとりながら個々人の政策能力の向上を図ってまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 一番最後に1点だけ、教育委員会のほうなのですけれども、各学校からの要望もないというようなお話でしたけれども、要望を待つだけではなくて、やはりこういったこと、こういった流れになってきているということと、それは決して学校教育だけの話ではないと思うのです、学校教育はもちろん根幹ですけれども。ですので、そういっ

た投げかけというものを、これも常々言っていますけれども、もっと積極的に教育委員会のほうから各学校に投げかけてみるということは非常に大切なことなのかなというふうに思っておりますので、その辺最後、一番最後にこういった投げかけもしていただきたいと思えますし、その考えについてだけ最後質問としてお伺いしたいとお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 毎回のことでございますけれども、議会でそれぞれ議論された内容につきましては、各学校のほうにもお伝えをしております。今回の学習指導要領の改訂に伴う法教育の、学習の充実という部分につきましては、先ほども申し上げましたけれども、平成20年度に作成をいたしました移行措置資料というものの、これ各学校等含めて策定をしております。その中でも事前の準備という部分につきましては、それぞれ行っているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、今回の学習指導要領の改訂の中ではそれぞれ体験的な資料等も豊富に活用した、あるいは今回コンピューター等も導入されてございます。そんな必要な資料をそろえながら、興味、関心を持って学べる、そういう学習を、取り組みを指導要領の中でもうたわれておりますので、私どものほうでもそんな趣旨を含めて、学校のほうにもお伝えをしながら、学力向上につながる、そういう取り組みを求めていきたいということで考えてございます。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれで延会といたします。

延会 午後 3時17分